

サッカーおよびフットサル競技規則改正に関する一考察
Research about history of soccer and futsal Laws of the Game

1K06B133-7 田中 望

指導教員 主査 太田 章 先生 副査 広瀬 統一 先生

【序章】

本研究は、毎年7月になされるサッカーおよびフットサル競技規則改正の意義を検討するものである。本研究は、次の目的で実施される。(1) 現在検討されているサッカーおよびフットサル競技規則の改正の意義を検討する。(2) 今後、サッカーおよびフットサル競技規則はどのように改正されていくべきかを検討する。(3) 競技規則の本質に迫り、自らの審判活動に反映させる。また、後進の審判員の活動の助けとする。

本研究は文献の調査による。

【第1章 サッカーおよびフットサル競技規則概要】

本章ではサッカーおよびフットサル競技規則の概要を述べる。いずれの競技規則も全17条と「競技規則の解釈と審判員のためのガイドライン」などの付録という構成となっている。競技規則の改正はFIFAと英国4協会が参加する国際評議会(IFAB)において決定される。本研究においては1863年のLaws adapted by association 1863制定を近代スポーツサッカーの誕生とし、それ以後の競技規則の変遷を追っている。はじめ、危険なプレーとハンドリングのみが禁止事項で、禁止事項があった際にも罰則はなかった。しかしながら1871年にFA Challenge Cup Competitionがはじまると、勝利を目指す競技者によって意図的な反則が見られるようになり、レフェリーによって判定が下されることとなった。その権限は次第に強くなり1900年には競技者の一切のアピールが禁止された。また、競技者の反スポーツ的な振る舞いに対して懲戒措置を加えるような改正がなされた。近年はサッカーの持つメディアバリュー向上にともないサッカーの見るスポーツとしての魅力が高められるような改正がよく見られる。

フットサル競技規則の誕生は1988年、FIFA制定の「室内5人制サッカーの競技規則」である。一方、室内での少人数のミニサッカーは各地域の

実情に応じて行われていた。この各地のフットサルではそれぞれに様々な工夫が見られた。南米ではローバウンドボールが使用され、欧州では壁に当たり跳ね返ったボールがプレーできるというゲームだった。ともに、インプレー継続時間を長くするために有効であった。

【第2章 競技規則改正の効果の検証】

本章ではこれまでになされた競技規則の改正162点をその理由や原因により16項目に分類した上で分析した。その結果、サッカー・フットサル競技規則改正の理由として最も多かった項目は「審判の判定を迅速、正確、容易にし、またその権限を強める」の36点であった。次点は「競技が、より対等、平等、公正に行われるようにする」の21点であった。このことにより、サッカー・フットサルにおける競技規則改正の意義は以下の2点に集約された。

(1) 審判員の権限を強め、またその身分を保障することで高水準の競技環境を保障する

(2) 競技が公平に実施されるために、競技者の反スポーツ的な行為を制限する

【第3章 考察】

サッカー・フットサルの魅力の根源は大衆性に求めることができる。サッカー競技が時代の背景にあわせて変化してきたことと同じく競技規則も柔軟に変化してきた。第2章における分類に関して、「スポーツの大衆化をはかる」という項目には1点のみ分類された。これはサッカーが本来より大衆的な特性を持つスポーツであったことを示している。

現在検討されているサッカー競技規則改正案に関してそれらの是非を検討した。追加副審、パニシングプレーについては議論を継続すべきと考えた。ゴールラインテクノロジー、通信機器の使用に関しては議論を凍結すべきと考えた。ペナルティーエリア内における決定的な得点機会の阻止となる反則についてはより弾力的な懲戒権を主審に認めることを提案した。